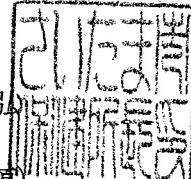




保保所地第706号
令和2年5月11日

さいたま市歯科医師会
会長 渡辺 裕 様

さいたま市保健所長
西田道弘



緊急事態宣言の延長に伴う歯科健康診査等の対応について（依頼）

日頃より、本市保健事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和2年4月15日付け 保保所地第275号「緊急事態宣言の発令に伴う歯科健
康診査等の対応について（依頼）」において、令和2年4月7日発令の緊急事態宣言を
ふまえた、本市の歯科健康診査等（1歳6か月児歯科健康診査、フッ化物塗布、3歳児
歯科健康診査、成人歯科健康診査、口腔機能健康診査、訪問歯科健康診査）についての
対応を依頼したところです。

令和2年5月4日に緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、下記のとおり歯科健
康診査等の対応を延長させていただきますので、各実施医療機関あて周知に特段の御配慮
をお願いいたします。

記

1 歯科健康診査等に係る対応

- (1) 1歳6か月児歯科健康診査、フッ化物塗布、3歳児歯科健康診査については、
令和2年4月15日付け 保保所地第275号と同様、感染防止対策を十分に講
じつつ継続して実施する。
- (2) 成人歯科健康診査、口腔機能健康診査、訪問歯科健康診査については、緊急事
態措置を実施している期間は、実施を見合わせることとする。やむを得ない理
由で実施した場合についての請求は通常どおり可能とする。また、感染防止対
策については、1 (1) に準ずる。

担当

さいたま市保健所地域保健支援課

電話 048-840-2214

FAX 048-840-2229